

国土交通省告示第 号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づき、国土交通大臣の定める資格を有する者を次のように定める。

平成十七年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

建築基準法施行規則第四条の二十第一項第三号、第二項第三号又は第三項第三号の規定による国土交通大臣の定める資格を有する者は、国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物、国等の建築物の昇降機又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備を点検する場合にあつては、それぞれ同条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号又は同条第三項第一号及び第二号に掲げる者のほか、当分の間、それぞれ国等の建築物の管理（点検を含む。以下同じ。）の建築物の昇降機若しくは遊戯施設の管理又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の管理に関して二年以上の実務の経験を有する者とする。

附 則

この告示は、建築物の安全性の確保及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の一部の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。